

令和 7 年度 国民健康保険税の年金天引きのお知らせ

お問い合わせは、上越市役所
国保年金課へ
電話 025-520-5714
(直通)

◎令和 7 年 4 月以降の国民健康保険税の納付方法について、あなたは、「継続」または「新規」で
年金天引きとなりますので、お知らせします。(根拠法：地方税法第 706 条及び上越市国民健康保険税条例第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 20 条、第 21 条)

年金天引きの対象者について

- (1) 今まで国民健康保険税を年金天引きにより、納めていた世帯主【**継続**】
- (2) 今まで国民健康保険税を納付書で納めていた世帯で、次の①から⑥までの条件に全て該当する世帯主【**新規**】
- ① 世帯主が国保に加入していること。(世帯主が他の健康保険に加入していないこと。)
 - ② 世帯内の国保に加入している方全員が 65 歳から 74 歳までであること。
(世帯内に会社の健康保険などに加入している 65 歳未満の人がいる場合も、年金天引きの対象となります。)
 - ③ 世帯主が 1 年間に受け取る公的年金の受給額が 18 万円以上であること。
 - ④ 介護保険料が年金から天引きされていること。
 - ⑤ 国民健康保険税と介護保険料の合算額が年金受給額の 2 分の 1 を超えないこと。
 - ⑥ 年度の途中で世帯主が 75 歳に到達しないこと。

納付方法の変更について

- ▶ 年金天引きの対象の方が「口座振替による納付」を希望される場合は、金融機関で手続きすることにより口座振替に変更することができます。
変更には日数を要しますので、口座振替開始時期を金融機関で確認ください。
- ▶ 税額が減少した場合は「年金天引き」から「納付書による納付」に切り替わる場合があります。税額が増加した場合は「納付書による納付」に切り替わる場合のほか、「年金天引き」に加えて「納付書による納付」が必要となる場合があります。その際は納税通知書でお知らせします。

◎年金天引きは、4 月・6 月・8 月・10 月・12 月・2 月の年 6 回です。

納 期 月	仮徴収			本徴収		
	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
年金天引き日	4 月 15 日	6 月 13 日	8 月 15 日	10 月 15 日	12 月 15 日	2 月 13 日



裏面もお読みください

仮徴収について

4月、6月、8月に年金から天引きする保険税の額は、課税の根拠となる令和6年中の所得が確定していないため、前年度（令和6年度）の保険税額を基に、下記の「【継続】」又は「【新規】」により算定した額を納めていただきます。

【継続】 令和6年度以前から 保険税を年金天引きしている世帯	【新規】 令和7年4月から 保険税の年金天引きを新たに行う世帯																
令和7年2月に年金天引きした保険税額と同額を 4月・6月・8月の年金から天引き	令和6年度1年分の保険税額※から今年度の納期数6回で 割った額を4月・6月・8月の年金から天引き ※年度途中から課税された世帯も、1年分の保険税額に換算して計算します。																
例 令和7年2月の年金天引き額が10,000円だった場合 令和7年度の仮徴収額→$10,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 回} = 30,000 \text{ 円}$ <table><tr><th>年金支給月</th><th>保険税額</th></tr><tr><td>4月</td><td>10,000円</td></tr><tr><td>6月</td><td>10,000円</td></tr><tr><td>8月</td><td>10,000円</td></tr></table>	年金支給月	保険税額	4月	10,000円	6月	10,000円	8月	10,000円	例 令和6年度1年分の保険税額が90,000円の場合 令和7年度の仮徴収額→$90,000 \text{ 円} \div 6 \times 3 \text{ 回} = 45,000 \text{ 円}$ <table><tr><th>年金支給月</th><th>保険税額</th></tr><tr><td>4月</td><td>15,000円</td></tr><tr><td>6月</td><td>15,000円</td></tr><tr><td>8月</td><td>15,000円</td></tr></table>	年金支給月	保険税額	4月	15,000円	6月	15,000円	8月	15,000円
年金支給月	保険税額																
4月	10,000円																
6月	10,000円																
8月	10,000円																
年金支給月	保険税額																
4月	15,000円																
6月	15,000円																
8月	15,000円																

本徴収について

- 6月に確定する令和6年中の所得を基に、7月に年間保険税額を計算し、納税額を決定します。
- 年間保険税額から、今回お知らせする仮徴収額（4月・6月・8月の年金天引き額）を差し引いた残りの保険税額を、10月・12月・2月の3回に振り分けて、天引きします。
- なお、仮徴収により納付いただいた額が年間保険税額を上回った場合、後日、収納課から差額を還付します。（ただし、市税に未納がある場合は、充当します。）

還付金詐欺にご注意ください！

市役所職員を名乗り、保険税の還付名目でATMを操作させ、犯人の口座にお金を振り込ませる還付金詐欺が急増しています。市役所等の公的機関では、ATMで操作をお願いすることはありません。不審に思ったら、最寄りの警察か市役所・総合事務所へご相談ください。